

～予防接種健康被害救済制度について～

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生が見られます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、国による救済給付制度がありますので、ご相談ください。

◇ 給付の種類 ◇

医療機関での治療を受けた場合

…健康保険等による給付額除いた自己負担額と医療手当を支給します。

障害が残ってしまった場合

…年に4回、障害の残ったお子様を養育するための障害児養育年金（18歳以上の場合は、障害年金）を支給します。※介護加算あり

亡くなられた場合

…葬祭料及び一時金（インフルエンザワクチンの場合は一時金または年金）を支給します。

※ 死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまで、または障害が治癒するまでの期間まで支給されます。

◇副反応について◇

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・膨張（はれ）などの比較的良好にみられる軽い副反応や、極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。

しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。

このため、予防接種による健康被害と認められた場合のみ給付となります。

◎申請の方法

給付申請は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方に健康づくり課で申請していただきます。

◎給付の決定・却下

ご提出いただいた資料をもとに、稚内市、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。

審査の結果を受けてから、稚内市から支給の可否を通知します。

※ 救済給付の決定に不服があるときは、北海道知事に対し、審査請求をすることができます。

注) この救済給付制度は定期の集団接種（臨時接種も含む）での副反応に対して適用となるものです。

任意接種での副反応による給付制度は申請先が変わりますので、健康づくり課にご相談ください。

稚内市生活福祉部健康づくり課庶務・予防グループ
（稚内市保健福祉センター内）
電話（0162）23-4000

給付額（平成30年4月現在）

	A類疾病の定期接種及び臨時接種	B類疾病の定期接種
医療費	健康保険等による給付額を除いた自己負担分	左記と同額
医療手当	通院3日未満（月額） 34,400円 通院3日以上（月額） 36,400円 入院8日未満（月額） 34,400円 入院8日以上（月額） 36,400円 同一月入通院（月額） 36,400円	左記と同額
障害児養育年金	1級（年額） 1,557,600円 2級（年額） 1,246,800円	
障害年金	1級（年額） 4,981,200円 2級（年額） 3,985,200円 3級（年額） 2,989,200円	1級（年額） 2,767,200円 2級（年額） 2,214,000円
遺族一時金		生計維持者でない場合 7,261,200円
遺族年金		生計維持者である場合 年額 2,420,400円 （10年を限度）
死亡一時金	43,600,000円	
葬祭料	206,000円	左記と同額
介護加算	1級（年額） 842,300円 2級（年額） 561,500円	

※A類疾病…ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、
H i b感染症、肺炎球菌（小児がかかるものに限る）、ヒトパピローマウイルス感染症
、水痘、B型肝炎等

B類疾病…インフルエンザ・高齢者肺炎球菌等